

令和4年9月2日

鵜沼中学校保護者 様

各務原市立鵜沼中学校
校長 小島 孝則

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることから、令和4年4月1日より「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

この条例の施行により、令和4年10月1日から、自転車保険の加入が義務化され、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務とされます。早めに自転車保険に加入し、万が一の事故に備えたいと思います。お子さんが自転車を使用する場合は、以下の内容について保護者様からご指導くださるようお願い申し上げます。

【自転車使用のきまり】

1. 普通車であること。(変形ハンドルや荷台がないなどのものは許可しない。)
2. 完全に整備された自転車であること。(ブレーキが効く、ベルがある、ライトが点く、など)
3. 自転車で登下校する際は、決められた通学路を通ること。
4. 安全運転に心がけ、交通ルールを守ること。(ヘルメットを着用すること)
5. 雨、雪の日はレインコートを着用すること。(傘さし運転は禁止)
6. スマホの操作をしながら運転をしない。
7. 下記の「違反内容」に触れる行為があった場合は、警察などに補導される場合がある。

【違反内容】

- ① 車体整備不良
 - ② ヘルメットをかぶっていなかった。あごひもをしっかりと付けていなかった。
 - ③ 並進
 - ④ 二人乗りをした。
 - ⑤ 危険な乗り方をしたり、迷惑をかけたりする乗り方をした。
- ◇スピードの出しすぎ ◇傘をさしたり、物を持ったりして片手運転をした。
◇道路中央を走行した。 ◇車の前を横切った。 ◇一旦停止をせず交差点に飛び出した。
◇イヤホンを使用し、音楽を聴きながら走行した。

以下の確認書に必要事項をご記入の上、学級担任まで提出願います。なお、この確認書は、徒歩通学生を含めて全員の方にご提出いただきますようお願いいたします。

担当 生徒指導主事
山本 佳寛
TEL 058-384-0323

き り と り

自転車使用確認書・保険加入確認書

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

<住 所> 各務原市 _____

<使用する自転車> 防犯登録番号: _____

<自転車保険> 加入している ・ 加入していない ・ 自転車を使用しない

※○をつけてください

掲出期限 9月16日(金)